

平成十九年法律第五十二号

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 基本方針(第四条)
- 第三章 広域的地域活性化基盤整備計画及びこれに基づく措置
 - 第一節 広域的地域活性化基盤整備計画の作成等(第五条・第六条)
 - 第二節 民間拠点施設整備事業計画の認定等(第七条―第十八条)
 - 第三節 交付金(第十九条―第二十一条)
 - 第四節 特定居住促進計画の作成等(第二十二条―第二十七条)
 - 第五節 特定居住支援法人(第二十八条―第三十二条)
- 第四章 雑則(第三十三条・第三十四条)
- 第五章 罰則(第三十五条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、人口構造の変化、経済社会生活圏の広域化、国際化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、全国各地域において広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化(以下「広域的地域活性化」という。)を図ることが重要となつていふことにかんがみ、広域的地域活性化のための基盤整備を推進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づく民間拠点施設整備事業計画の認定及び拠点施設関連基盤施設整備事業その他の事業又は事務の実施に要する経費に充てるための交付金の交付等の措置を講じ、もつて地域社会の自立的な発展並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「広域の特定活動」とは、次に掲げる活動をいう。

- 一 次に掲げる活動であつて、当該活動が行われる地域外の広域からの来訪者を増加させ、又は当該広域にわたる物資の流通を促進する効果が高いもの
- イ 国際的又は全国的な規模の会議、研修会、見本市又はスポーツの競技会の開催

ロ 国際観光地その他の主要な観光地において行われる次に掲げる活動

- (1) 観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動(相当数の事業者により行われるものに限る。)
 - (2) 文化的資産の展示又は伝統芸能の公演
- ハ 特定居住(当該地域外に住所を有する者が定期的な滞在のため当該地域内に居所を定めることをいう。以下同じ。)のため必要な住宅又は事務所その他の施設の提供その他の当該地域における特定居住の促進に関する活動(相当数の者を対象として行われるものに限る。)

- ニ 高等教育の段階における教育活動
- ホ 国際的又は全国的な規模の工業製品の製造に関する事業活動(相当数の事業者により行われるものに限る。)

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして国土交通省令で定める活動

- 二 前号に掲げるもののほか、同号に規定する活動を行う者又は同号に規定する来訪者の利便を増進する貨物の運送に関する事業活動であつて国土交通省令で定めるもの
- この法律において「拠点施設」とは、地域における広域の特定活動の拠点となる施設であつて、次の各号に掲げる活動の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- 一 前項第一号イに掲げる活動 会議場施設、研修施設、見本市施設又はスポーツ施設
- 二 前項第一号ロ(一)に掲げる活動 一団地の観光施設
- 三 前項第一号ロ(二)に掲げる活動 教養文化施設
- 四 前項第一号ハに掲げる活動 一団地の住宅施設、特定居住を行う者(以下「特定居住者」という。)の共同利用に供する事務所、事業所その他の業務施設、特定居住者と地域住民との交流の促進に資する施設その他の特定居住の促進のため必要なものとして国土交通省令で定める施設
- 五 前項第一号ニに掲げる活動 教育施設
- 六 前項第一号ホに掲げる活動 工業団地又は研究開発施設
- 七 前項第一号ヘ又は第二号に掲げる活動 同項第一号ヘ又は第二号の国土交通省令で定める活動の種類ごとに国土交通省令で定める施設

この法律において「拠点施設関連基盤施設整備事業」とは、都道府県が実施する事業であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 次に掲げる事業であつて、拠点施設の整備を特に促進することが適当と認められる地区(以下「重点地区」という。)の区域における民間事業者その他の者による拠点施設の整備に関する事業の施行に關連して当該事業と一体的に実施することが必要となるもの
- イ 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三条第二号の一般国道又は同条第三号の都道府県道の新設、改築又は修繕に関する事業
- ロ 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項に規定する鉄道施設の建設又は改良に関する事業
- ハ 空港法(昭和三十一年法律第八十号)第五条第一項に規定する地方管理空港における同法第八条第一項又は第四項に規定する工事に関する事業
- ニ 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設のうち、水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、港湾公害防止施設、廃棄物処理施設(廃棄物処理施設、廃油処理施設及び同法第十二条第一項第十一号の三の海洋性廃棄物処理施設に限る。)
- ホ 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園の新設又は改築に関する事業
- ヘ 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路の設置又は改築に関する事業
- ト 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第四条第一項に規定する一級河川の改良工事若しくは修繕又は同法第五条第一項に規定する二級河川の改良工事に関する事業
- チ 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第五号に規定する公営住宅の建設等若しくは同条第十二号に規定する共同施設の建設等に関する事業、大都市地域

における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二条第五号に規定する都心共同住宅供給事業(第二十条において単に「都心共同住宅供給事業」という。)、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設に関する事業、中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十四条第二項に規定する住宅の建設に関する事業又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第四十五条第一項に規定する賃貸住宅の整備に関する事業

リ 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)による土地区画整理事業又は都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業

又 その他国土交通省令で定める事業

二 前号に掲げるもののほか、拠点施設において行われる広域の特定活動に伴う人の往来又は物資の流通に対応するために必要な同号イからニまで及び又に掲げる事業(同号イに掲げる事業にあつては、国土交通省令で定める事業に限る。)

この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

第三条 国は、広域的地域活性化のための基盤整備の効果が十分に発揮されるよう、アジア地域その他の地域における海上輸送網の拠点となる港湾及び主要な国際航空路線に必要な空港、全国的な幹線道路その他の交通施設で高速交通の用に供するものの総合かつ体系的な整備に努めなければならない。

二 国及び地方公共団体は、広域的地域活性化のための基盤整備の推進に当たつては、地域の自主性を尊重するとともに、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう努めなければならない。

三 国及び地方公共団体は、広域的地域活性化のための基盤整備の推進に当たつては、広域の特定活動を担うべき人材の育成及び確保に関する施策、新たに企業を設立して行う広域の特定活動の開始に対する支援に関する施策、都市と農山漁村との間の交流の促進に関する施策その他

に関する施策その他

における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二条第五号に規定する都心共同住宅供給事業(第二十条において単に「都心共同住宅供給事業」という。)、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設に関する事業、中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十四条第二項に規定する住宅の建設に関する事業又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第四十五条第一項に規定する賃貸住宅の整備に関する事業

リ 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)による土地区画整理事業又は都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業

又 その他国土交通省令で定める事業

二 前号に掲げるもののほか、拠点施設において行われる広域の特定活動に伴う人の往来又は物資の流通に対応するために必要な同号イからニまで及び又に掲げる事業(同号イに掲げる事業にあつては、国土交通省令で定める事業に限る。)

この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

第三条 国は、広域的地域活性化のための基盤整備の効果が十分に発揮されるよう、アジア地域その他の地域における海上輸送網の拠点となる港湾及び主要な国際航空路線に必要な空港、全国的な幹線道路その他の交通施設で高速交通の用に供するものの総合かつ体系的な整備に努めなければならない。

二 国及び地方公共団体は、広域的地域活性化のための基盤整備の推進に当たつては、地域の自主性を尊重するとともに、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう努めなければならない。

三 国及び地方公共団体は、広域的地域活性化のための基盤整備の推進に当たつては、広域の特定活動を担うべき人材の育成及び確保に関する施策、新たに企業を設立して行う広域の特定活動の開始に対する支援に関する施策、都市と農山漁村との間の交流の促進に関する施策その他

に関する施策その他

の関連する広域的特定活動の促進に関する施策との連携を図るよう努めなければならない。

4 国、地方公共団体、広域的地域活性化を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第五条第八項、第二十二條第十項及び第二十八條第一項において同じ。）、広域的特定活動を行う民間事業者その他の関係者は、広域的地域活性化のための基盤整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第二章 基本方針

第四条 国土交通大臣は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 1 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的方向
二 拠点施設の選定及び重点地区の設定に関する基本的事項
三 拠点施設関連基盤施設整備事業に関する基本的事項
四 関連する広域的特定活動の促進に関する施策との連携に関する基本的事項
五 広域的地域活性化のための基盤整備に係る都道府県間その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的事項
六 次条第一項に規定する広域的地域活性化基盤整備計画の作成に関する基本的事項
七 第二十二條第一項に規定する特定居住促進計画の作成に関する基本的事項
八 前各号に掲げるもののほか、広域的地域活性化のための基盤整備に関する重要事項
3 基本方針は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第六条第二項に規定する全国計画との調和が保たれたものでなければならない。
4 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
5 国土交通大臣は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 広域的地域活性化基盤整備計画及びこれに基づく措置
第一節 広域的地域活性化基盤整備計画の作成等
（広域的地域活性化基盤整備計画）
第五条 都道府県は、その区域について、基本方針に基づき、広域的地域活性化のための基盤整備に関する計画（以下「広域的地域活性化基盤整備計画」という。）を作成することができる。

- 2 広域的地域活性化基盤整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 拠点施設に関する事項（広域的地域活性化のために拠点施設の整備を特に促進することが必要な場合にあつては、その拠点施設に関する事項及び重点地区の区域）
二 広域的地域活性化のために必要な拠点施設関連基盤施設整備事業に関する事項
三 前号の拠点施設関連基盤施設整備事業と一体となつてその効果を一層高めるために必要な事業又は事務（以下この条及び第十九條において「事業等」という。）に関する事項
四 計画期間
3 前項各号に掲げるもののほか、広域的地域活性化基盤整備計画には、広域的地域活性化のための基盤整備に関する方針を定めるよう努めるものとする。
4 広域的地域活性化基盤整備計画は、国土形成計画法、北海道総合開発計画法、沖縄振興基本方針、社会資本整備重点計画及び環境基本計画との調和が保たれ、かつ、法令に基づく拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画であつて国土交通省令で定めるものに適合するものでなければならない。
5 広域的地域活性化基盤整備計画のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域に係る部分は、同法第六条の二に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第七条の二第一項に規定する都市再開発方針等との調和が保たれたものでなければならない。
6 都道府県は、広域的地域活性化基盤整備計画を作成するときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
7 都道府県は、第二項第二号に掲げる事項に第二條第三項第二号に掲げる事業（同項第一号イ、ロ又は又に掲げる事業（同号又に掲げる事業にあつては、国土交通省令で定める事業に限

る。）で他の都道府県との境界に係るものに限る。）に関する事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の都道府県の意見を聴かなければならない。

- 8 第二項第三号に掲げる事項には、都道府県が実施する事業等に係るものを記載するほか、必要に応じ、市町村、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四條第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合、港湾法第四条第一項の規定による港務局又は広域的地域活性化を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人若しくはこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める者（以下「市町村等」という。）が実施する事業等（都道府県が当該事業等に要する経費の一部を負担してその推進を図るものに限る。）に係るものを記載することができる。
9 都道府県は、広域的地域活性化基盤整備計画に市町村等が実施する事業等に係る事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該市町村等の同意を得なければならない。
10 市町村は、都道府県に対し、国土交通省令で定める規程による第二十二條第一項に規定する特定居住拠点施設に関する事項及び特定居住重点地区の区域をその内容を含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成することを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る広域的地域活性化基盤整備計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。
11 前項の規定による提案を受けた都道府県は、当該提案に基づき広域的地域活性化基盤整備計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした市町村に通知するものとする。この場合において、広域的地域活性化基盤整備計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。
12 都道府県は、広域的地域活性化基盤整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村に広域的地域活性化基盤整備計画の写しを送付しなければならない。
13 第六項から前項までの規定は、広域的地域活性化基盤整備計画の変更について準用する。
第六條 広域的地域活性化基盤整備計画を作成した都道府県を構成員に含む広域地方計画協議会

（国土形成計画法第十条第一項の広域地方計画協議会をいう。以下同じ。）は、同項に規定する事項のほか、当該広域的地域活性化基盤整備計画の実施に関し必要な事項について協議することができる。

- 2 前項の規定により広域地方計画協議会が同項に規定する事項について協議する場合には、国土形成計画法第十条第二項中「有する者」とあるのは、「有する者及び広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第五条第一項に規定する広域的地域活性化基盤整備計画の実施に密接な関係を有する者」とする。
第二節 民間拠点施設整備事業計画の認定等
（民間拠点施設整備事業計画の認定）
第七條 広域的地域活性化基盤整備計画に記載された重点地区の区域における拠点施設の整備に関する事業（建築物及びその敷地の整備に関する事業（これに附帯する事業を含む。）で公共施設の整備を伴うものに限る。）であつて、当該事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下「事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「拠点施設整備事業」という。）を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該拠点施設整備事業に関する計画（以下「民間拠点施設整備事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。
2 民間拠点施設整備事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 事業区域の位置及び面積
二 拠点施設の概要
三 建築物及びその敷地の整備に関する事業の概要
四 公共施設の整備に関する事業の概要及び当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者
五 工事着手の時期及び事業施行期間
六 用地取得計画
七 資金計画
八 前各号に掲げるもののほか、拠点施設整備事業に関する事項であつて国土交通省令で定めるもの
第八條 国土交通大臣は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る民間拠点施設整備事業計画が次に掲げる

積と同意をした者が有する借地権の目的となつて、その区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となつて、その土地の総地積との合計の三分の二以上であること。

3 前項第二号の場合において、所有権又は借地権が数人の共有に属する土地があるときは、当該土地について所有権を有する者又は借地権を有する者の数をそれぞれとみなし、同意をした所有権を有する者の共有持分の割合の合計又は同意をした借地権を有する者の共有持分の割合の合計をそれぞれ当該土地について同意をした者の数とみなし、当該土地の地積に同意をした所有権を有する者の共有持分の割合の合計又は同意をした借地権を有する者の共有持分の割合の合計を乗じて得た面積を当該土地について同意をした者が所有する土地の地積又は同意をした者が有する借地権の目的となつて、その土地の地積とみなす。

第十七条 都市計画決定権者は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更（計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画の決定又は変更をいう。第三項において同じ。）をする必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

2 都市計画決定権者は、当該計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更（計画提案に係る都市計画の素案の内容の一部を実現することとなる都市計画の決定又は変更をいう。）をしようとする場合において、都市計画法第十八条第一項又は第十九条第一項（これらの規定を同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の素案を提出しななければならない。

3 都市計画決定権者は、当該計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした認定事業者に通知しなければならない。

4 都市計画決定権者は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県

都市計画審議会（都市計画決定権者である市町村に市町村都市計画審議会が置かれておるときは、当該市町村都市計画審議会）に当該計画提案に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

（広域地方計画協議会における認定事業の円滑かつ確実な施行のために必要な協議）

第十八条 認定事業者は、第六条第一項に規定する広域地方計画協議会に対し、その認定事業の円滑かつ確実な施行のために必要な協議を行うことを求めることができる。

2 前項の協議を行うことを求められた広域地方計画協議会に関する国土形成計画法第十条第四項の規定の適用については、同項中「関係各行政機関」とあるのは、「関係各行政機関及び広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第十八条第一項（平成十九年法律第五十二号）第十八条第一項の協議を行うことを求めた同項の認定事業者」とする。

3 広域地方計画協議会は、第一項の協議を行うことを求められた場合において、当該協議が調ったときは、当該協議の結果を得るに至つていないときは、当該協議を行うことを求められた日から六月を経過することによる経過を、速やかに、当該協議を行うことを求めた認定事業者を通じて通知するものとする。

第三節 交付金

第十九条 都道府県は、次項の交付金を充てて広域的地域活性化基盤整備計画に記載された第五

条第二項第二号及び第三号の事業等の実施（同号の事業等にあつては、市町村等が実施する事業等）に要する費用の一部の負担を含む。次項において同じ。）をしようとするときは、当該広域的地域活性化基盤整備計画を国土交通大臣に提出しななければならない。

2 国は、都道府県に対し、前項の規定により提出された広域的地域活性化基盤整備計画に記載された第五條第二項第二号及び第三号の事業等の実施に要する経費に充てるため、第二條第三項第一号イからイまで規定する施設の整備の状況その他の事項を基礎として国土交通省令で定めることにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、道路法その他の法令の規定に基づ

く国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（交付金に係る都心共同住宅供給事業により建設された住宅の家賃又は分譲価額等）

第二十条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百一条の五第一項に規定する認定事業者である都道府県が前条第二項の交付金を充てて実施する都心共同住宅供給事業により建設される住宅については、同法

第百一条の十一の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項の規定による補助」とあるのは、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第十九条第二項の交付金」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項の規定による補助」とあるのは、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第十九条第二項の交付金」とする。

（交付金に係る高齢者向けの優良な賃貸住宅についての周知措置）

第二十一条 都道府県が第十九条第二項の交付金を充てて整備する高齢者の居住の安定確保に関する法律第四十五条第一項に規定する賃貸住宅についての同法第五十条の規定の適用については、同条中「第四十五条、第四十七條第四項、第四十八條第一項若しくは前条又は第四十七條第一項の規定による費用の補助又は負担を受けて整備し、又は家賃を減額する」とあるのは、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第十九条第二項の規定による補助を受けて家賃を減額する」とする。

第四節 特定居住促進計画の作成等

（特定居住促進計画）

第二十二条 市町村は、第五条第二項第一号に掲げる事項として第二条第二項第四号に定める拠点施設（以下この条において「特定居住拠点施設」という。）に関する事項及び当該特定居住拠点施設に係る重点地区（以下この項において「特定居住重点地区」という。）の区域が記載された広域的地域活性化基盤整備計画について第五條第十二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による送付を受けたとき

は、単独で又は共同して、基本方針及び当該広域的地域活性化基盤整備計画に基づき、当該市町村の区域内の特定居住重点地区の区域内において特定居住の促進を図るための計画（以下「特定居住促進計画」という。）を作成することができる。

2 特定居住促進計画には、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 特定居住促進計画の区域（以下「特定居住促進区域」という。）
- 二 第二条第一項第一号ハに掲げる活動に関する基本的な方針
- 三 特定居住促進区域における特定居住拠点施設の整備に関する事項
- 四 前号に掲げるもののほか、特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項
- 五 前二号に規定する施設の整備に関する事業と一体となつてその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項
- 六 第三号又は第四号に規定する施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項

七 計画期間

3 前項第三号又は第四号に掲げる事項には、特定居住促進区域（都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に該当する区域に限る。）内において特定居住の促進を図るために必要な建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この条において同じ。）について第二十四条の規定により読み替えて適用する同法第四十八條第一項から第四項まで（これらの規定を同法第八十七條第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件（以下この条及び第二十四条において「用途特別適用要件」という。）に関する事項を定めることができる。

4 第二項第三号に掲げる事項には、特定居住拠点施設の整備のために実施する公的賃貸住宅等整備事業（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条第二項第一号又は第二号に規定する事業又は事務（いづれも同項第一号イに掲げる事業に係るものに限る。）

をいう。第十項及び第二十五条において同じ。）に関する事項を定めることができる。

5 市町村は、特定居住促進計画を作成するときには、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

6 市町村は、特定居住促進計画を作成するときには、あらかじめ、当該特定居住促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、特定居住促進計画を作成する場合において、次条第一項に規定する特定居住促進協議会が組織されているときは、当該特定居住促進計画に記載する事項については、当該特定居住促進協議会において協議しななければならない。

8 市町村は、特定居住促進計画に用途特例適用要件に関する事項を記載するときは、あらかじめ、当該事項について、当該特定居住促進区域内の建築物について建築基準法第四十八条第一項から第四項まで（これらの規定を同法第八十七條第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定のただし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁（同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。次項において同じ。）と協議をし、その同意を得なければならない。

9 前項の規定により用途特例適用要件に関する事項について協議を受けた特定行政庁は、第三項に規定する建築物（第二十四条において「特例適用建築物」という。）を用途特例適用要件に適合する用途に供することが特定居住促進区域における特定居住の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、前項の同意をすることができ、

10 市町村は、第四項に規定する事項として独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は地域における良好な居住環境の形成を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人若しくはこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める者（以下この項において「機構等」という。）が実施する公的賃貸住宅等整備事業に係る事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該機構等の同意を得なければならない。

11 市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除く。）は、特定居住促進

計画に市街化調整区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第二十六条において同じ。）の区域を含む特定居住促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該特定居住促進区域の区域並びに第二項第三号及び第四号に掲げる事項について、都道府県知事と協議をしなければならない。

12 特定居住促進計画は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

13 市町村は、特定居住促進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に当該特定居住促進計画の写しを送付しなければならない。

14 第五項から前項までの規定は、特定居住促進計画の変更について準用する。

第二十三条 市町村は、単独で又は共同して、特定居住促進計画の作成及び実施に関する協議その他の特定居住の促進を図るための施策に関し必要な協議を行うための協議会（以下この条において「特定居住促進協議会」という。）を組織することができる。

2 特定居住促進協議会の構成員は、前項の市町村及び当該市町村を区域に含む都道府県のほか、第二十八条第一項に規定する特定居住支援法人、地域住民、宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。）その他の当該市町村が必要と認める者とする。

3 特定居住促進協議会において協議が調った事項については、特定居住促進協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、特定居住促進協議会の運営に関し必要な事項は、特定居住促進協議会が定める。

第二十四条 特定居住促進計画（用途特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が

第二十二條第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。第二十六条において同じ。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、特例適用建築物に対する建築基準法第

四十八條第一項から第四項まで（これらの規定を同法第八十七條第二項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、同法第四十八條第一項から第四項までの規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、」と、「認め、」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第一項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第二十二條第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する特定居住促進計画に定められた同条第三項に規定する用途特例適用要件（以下この条において「特例適用要件」という。）に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」とする。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の特例）

第二十五条 市町村が特定居住促進計画に公的賃貸住宅等整備事業に関する事項を定めた場合における地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第七条の規定の適用については、同条第一項中「地域住宅計画」とあるのは「特定居住促進計画（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第二十二條第一項に規定する特定居住促進計画をいう。以下この条において同じ。）に」と、「事業等」とあるのは「公的賃貸住宅等整備事業（同法第二十二條第四項に規定する公的賃貸住宅等整備事業をいう。以下この条において同じ。）の」と、「事業等」とあるのは「公的賃貸住宅等整備事業」とする。

第二十六条 都道府県知事は、第二十二條第十三項の規定により公表された特定居住促進計画に記載された特定居住促進区域（市街化調整区域

に該当する区域に限る。）内の建築物（都市計画法第四条第十項に規定する建築物をいう。以下この条において同じ。）について、当該建築物を第二十二條第二項第三号又は第四号に規定する施設の利用に供するため同法第四十二條第一項ただし書又は第四十三條第一項の許可（いづれも当該建築物の用途の変更に係るものに限る。）を求められたときは、第二十二條第十一項の協議の結果を踏まえ、当該建築物の当該施設としての活用の促進を図られるよう適切な配慮をするものとする。

（地方住宅供給公社の業務の特例）

第二十七条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百四号）第二十一条に規定する業務のほか、特定居住促進区域内において、特定居住促進計画を作成した市町村からの委託に基づき、特定居住者の居住の用に供する住宅の整備及び賃貸その他の管理に関する業務を行うことができる。

2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給公社法第四十九條の規定の適用については、同条第三号中「第二十一条」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第二十七條第一項」とする。

第五節 特定居住支援法人

（特定居住支援法人の指定）

第二十八条 市町村長は、特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は特定居住の促進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、特定居住支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。

3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援法人の業務)
第二十九条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 特定居住者又は特定居住を希望する者に対し、特定居住に関する情報の提供又は相談その他の特定居住に関し必要な援助を行うこと。
- 二 第二十二条第二項第三号及び第四号に規定する施設の整備を行うこと。
- 三 特定居住の促進に関する調査研究を行うこと。
- 四 特定居住に関する普及啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定居住の促進のために必要な業務を行うこと。

第三十条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第二十八条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)
第三十一条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

2 市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため特定居住促進区域内の住宅若しくは事務所その他の施設又は当該住宅若しくは施設の敷地である土地の所有者又は管理者(以下この項において「所有者等」という。)を知る必要があるとして、当該所有者等に関する情報(以下この条において「所有者等関連情報」という。)の提供の求めがあったときは、当該所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。

3 前項の場合において、市町村長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するとき、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供するこ

とについて本人(当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意を得なければならない。

- 4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。
- (支援法人による特定居住促進計画の作成等の提案)

第三十二条 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、国土交通省令で定めるところにより、特定居住促進計画の作成又は変更をすることを提案することができる。

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき特定居住促進計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、国土交通省令で定める。

第三十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第三十五条 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則 (平成二〇年六月一八日法律第七五号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第三十八条 当分の間、前条の規定による改正後の広域的域域活性化のための基盤整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

自治法別表第一公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の項及び道路法(昭和二十七年法律第八十号)の項の改正規定に限る。)、第六十六条(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。)、第五十九条、第六十五条(農地法第五十七条の改正規定に限る。)、第七十六条、第七十九条(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。)、第九十八条(公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。)、第九十九条(道路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限る。)、第一百零二条(道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百零四条、第一百零六条(共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。)、第一百零九条、第一百一十一条(都市再開発法第三十三条の改正規定に限る。)、第一百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九十五条(規定)に限る。)、第一百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一百条の改正規定に限る。)、第一百三十三条、第一百四十一条、第一百四十七条(電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る。)、第一百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七條、第二百九十一条、第二百九十三条から第二百九十五条まで及び第二百九十八條の改正規定に限る。)、第二百五十三條、第二百五十五條(都市再生特別措置法第四十六條、第四十六條の二及び第五十一條第一項の改正規定に限る。)、第二百五十六條(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二條の改正規定に限る。)、第二百五十九條、第六十條(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第二項及び第三項の改正規定、同法第五項の改正規定(第二項第二号イ)を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。))並びに同法第六項及び第七項の改正規定に限る。))、第六十二條(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定(同法第七項中「とき

正規定を除く。)、第十二條、第十四條(地方

は」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。）、第六十三号、第六十六号、第六十七号、第七十一号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五号の改正規定に限る。）、第七十五号及び第八十六号（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七号第二項第三号の改正規定に限る。）の規定並びに附則第三十三号、第五十条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百八十七号の二及び附則第十一号の改正規定に限る。）、第九十一条（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。）、第九十二条（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の改正規定を除く。）、第九十三条、第九十五条、第一百一十一条、第一百三十三条、第一百五号及び第一百八号の規定、公布の日から起算して三月を経過した日

（罰則に関する経過措置）
第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十四年三月三十一日法律第一三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（令和六年五月二二日法律第三一三号）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の第二十二号第十一項及び第二十六号の規定の適用については、同項中「指定都市及び」とあるのは「指定都市」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。